

「別海町障がい者計画（第3期）（素案）」の

パブリックコメントを（町民意見の公募）を実施します。

～皆様のご意見をお聞かせください～

別海町障がい者計画（第3期）は、障害者基本法に基づき、障がいのあ
る人のニーズに応じたサービスの提供が図れるよう、個人の「自立と社会
参加」、地域社会における「共生」が促進されるまちづくりを目指す、障が
い者福祉施策の基本となる計画です。

別海町障がい者計画（第2期）（平成24年度から平成28年度）が最終
年度となることから、平成29年度から平成35年度までの7年間の計画
を策定いたします。

1 公表資料 別海町障がい者計画（第3期）（素案）

2 資料閲覧場所

・別海町ホームページ <http://betsukai.jp/>

・次の各施設で閲覧できます。

ア 別海町役場 福祉部 福祉課 社会・障がい福祉担当（0153-75-2111 内線1311）

イ 別海町役場 1階 町民ロビー

ウ 別海町役場西春別支所（0153-77-2131）

エ 別海町役場尾岱沼支所（0153-86-2166）

ア～エの閲覧時間：土曜・日曜・祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

オ 別海町役場上春別連絡事務所（0153-75-6011）

カ 別海町役場上風連絡事務所（0153-75-7326）

オ・カの閲覧時間：土曜・日曜・祝祭日を除く午前9時00分から午後3時00分まで

キ 別海町中央公民館（0153-75-2146）

ク 別海町西公民館（0153-77-2250）

ケ 別海町東公民館（0153-86-2141）

オ～キの閲覧時間：月曜を除く午前9時00分から午後10時00分まで

コ 別海町図書館（0153-75-2266）

コの閲覧時間：火曜から土曜の午前10時00分から午後6時00分まで

（ただし、毎月最終木曜を除く）

日曜の午前10時00分から午後4時00分まで

サ 別海町町民体育館（0153-75-2882）

サの閲覧時間：火曜から土曜の午前9時00分から午後10時00分まで

日曜・祝祭日の午前9時00分から午後5時00分まで

シ 別海町民保健センター (0153-75-0359)

シの閲覧時間：土曜・日曜・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

ス 別海町児童デイサービスセンター (0153-75-1929)

スの閲覧時間：土曜・日曜・祝祭日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

3 意見募集期間

平成29年1月30日(月)から平成29年2月28日(火)まで

4 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・町内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・町内の学校に在学する方

5 意見の提出方法及び提出先

意見記入用紙又は、住所・氏名などと意見を明記した書類を持参、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ア 持参・郵便

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

別海町役場 福祉部 福祉課 社会・障がい福祉担当

イ ファクシミリ

0153-75-2773

ウ 電子メール

fukusi@betsukai.jp

※意見等の提出については、記録に残す必要があることから、電話や口頭による意見等には対応できません。また、意見を提出する際に、住所、氏名及び連絡先の明記を受付条件とするのは、意見内容の確認を行う必要が生じた際に連絡を取れるようにするためです。なお、意見の公表時は、提出者の氏名等は公表しません。

6 意見募集結果の公表

平成29年3月中旬頃 別海町ホームページ内にて

※パブリックコメント手続きは、町における情報収集手段の多様化を目的とするものであり、住民投票に類似する制度ではありませんので、単に賛否の結論を示しただけの意見や政策等の案の内容と直接関係のない意見等については、町の考え方を公表しない場合があります。

※公表する内容に不適切な情報が含まれていると判断される場合にあつては、その全部又は一部を公表しないことといたします。

※提出された意見等について、類似の意見が多数あった場合は、まとめて公表することがあります。

【問合せ先】

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

別海町役場 福祉部 福祉課 社会・障がい福祉担当

電話 0153-75-2111 (内線 1311) FAX 0153-75-2773